

議案第31号

旧土岐邸洋館設置及び管理条例の全部を改正する条例について

旧土岐邸洋館設置及び管理条例の全部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月27日提出

沼田市長 横山 公一



## 旧土岐家住宅洋館の設置及び管理に関する条例

旧土岐邸洋館設置及び管理条例（平成2年条例第21号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定により登録された登録有形文化財旧土岐家住宅洋館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### （設置）

第2条 本市は、市民の文化的教養の向上を図り、地域文化の振興に資するため、旧土岐家住宅洋館を設置する。

### （名称及び位置）

第3条 旧土岐家住宅洋館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 旧土岐家住宅洋館

位置 沼田市上之町1160番地1

### （管理）

第4条 旧土岐家住宅洋館は、沼田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

### （休館日）

第5条 旧土岐家住宅洋館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、当該休日の翌日）

(2) 祝日法による休日の翌日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

### （開館時間）

第6条 旧土岐家住宅洋館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。

(行為の禁止)

第7条 旧土岐家住宅洋館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けないで、火気を使用すること。
- (2) 建物、備品、展示品等を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 広告又はこれに類するものを掲出し、又は貼付すること。
- (4) 刃物その他危険物を携帯すること。
- (5) 許可を受けないで、資料及び展示用ケースに手を触れること。
- (6) 施設内の秩序を乱すこと。
- (7) その他教育委員会が指示すること。

(観覧料)

第8条 旧土岐家住宅洋館を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の免除)

第9条 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の観覧料を免除することができる。

(施設の使用)

第10条 教育委員会は、次に掲げる事業に限り、旧土岐家住宅洋館の施設(以下「施設」という。)の一部を使用させることができる。

- (1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業
- (2) 国、地方公共団体若しくはその他公共団体又は公共的団体が実施する事業
- (3) その他教育委員会が適当と認める事業

2 前項の施設の一部を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、使用の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の許可をする場合において、旧土岐家住宅洋館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第11条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 専ら営利を目的とする事業を行うものであると認められるとき。

(3) 施設又はこれに附帯する設備（以下「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 政治活動又は宗教活動に使用するおそれがあると認められるとき。

(5) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等が使用するおそれがあると認められるとき。

(6) その他管理上支障があると認められるとき。

（使用料）

第12条 第10条第2項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の免除）

第13条 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の使用料を免除することができる。

（観覧料又は使用料の還付）

第14条 既納の観覧料又は使用料は、還付しない。ただし、観覧者又は使用者（以下「観覧者等」という。）の責めに帰さない理由により、観覧又は使用ができないときは、この限りでない。

（観覧又は使用の停止等）

第15条 教育委員会は、観覧者等が第7条又は第11条の規定に反したときは、観覧を停止させ、又は使用を中止させ、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

（損害賠償等）

第16条 観覧者等は、故意又は過失により、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）

2 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和39年条例第13

号)の一部を次のように改正する。

第2条第23号及び第3条第21号中「旧土岐邸洋館」を「旧土岐家住宅洋館」に改める。

(沼田市都市公園条例の一部改正)

3 沼田市都市公園条例(昭和53年条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

	旧土岐邸洋館	を
	売店	
	売店	に

改める。

別表第4中

「10 旧生方家住宅及び生方記念資料館を利用する場合は、旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例(平成31年条例第15号)の定めるところによる。」

11 旧土岐邸洋館を利用する場合は、旧土岐邸洋館設置及び管理条例(平成2年条例第21号)の定めるところによる。」

「10 旧生方家住宅及び生方記念資料館を利用する場合は、旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例(平成31年条例第15号)の定めるところによる。」

改める。

(旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例(平成31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表備考2中「生方記念文庫」の次に「、旧土岐家住宅洋館」を加える。

(生方記念文庫設置及び管理条例の一部改正)

5 生方記念文庫設置及び管理条例(平成5年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表備考2中「生方記念資料館」の次に「、旧土岐家住宅洋館」を加える。

(沼田市歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 6 沼田市歴史資料館の設置及び管理に関する条例（平成31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「及び生方記念資料館」を「、生方記念資料館及び旧土岐家住宅洋館」に改める。

別表第1（第8条関係）

区分	観覧料（1人当たり）
個人	110円
団体（20人以上）	60円
周遊券	330円

備考

- 1 中学生以下の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添1人に係る観覧料は、無料とする。
- 2 周遊券は、旧土岐家住宅洋館のほか、市内にある旧生方家住宅、生方記念資料館、生方記念文庫及び沼田市歴史資料館を周遊できるものとし、各施設の観覧は、1回限りとする。

別表第2（第12条関係）

施設区分		使用料	
室名	定員	午前	午後
1階和室	8人	330円	440円
1階洋室	13人	440円	550円
2階和室	17人	440円	550円
2階洋室	14人	440円	550円

備考

- 1 午前とは、午前9時30分から正午までを、午後とは、午後1時から午後5時

までをいう。

- 2 開館時間以外に使用する場合の使用料は、上記使用料における午前と午後を加算して得た額の2倍の額とする。
- 3 休館日に使用する場合の使用料は、上記使用料の2倍の額とする。